職場内で掲示・回覧いただきありがとうございます。

協会けんぽ香川支部からのお知らせ

令和元年12月号

「医療費のお知らせ」を送付します

協会けんぽでは、加入者の皆様自らが健康管理への意識を高めていただくことを目的に、保険証を使用して医療機関等を受診された記録「医療費のお知らせ」を年に一回お送りしています。

〒102－0073
千代田区九段北４－２－１
市ヶ谷東急ビル 9F
○○株式会社

健康　太郎　様
（事業所番号）（支部コード＋通番）－（記号の英字化＋番号）

★医療機関への受診の際は、その都度、必ず保険証をご提示ください。
★退職した場合や被扶養者でなくなった場合は、保険証を使用することができません。速やかに事業主に返却してください。
なお、任意継続被保険者の場合は、直接、協会けんぽに返却してください。

全国健康保険協会○○支部
〒102-0073
千代田区九段北 4-2-1
市ヶ谷東急ビル 10F
℡:03-5212-○○○○

医療費のお知らせ

保険証の記号番号	被保険者氏名
11111111-111	健康　太郎

健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、定期的に医療費のお知らせを発行しています。
本医療費のお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書としても使用することができます。医療費控除等の申告に関する事項は、税務署へお問い合わせください。なお、本お知らせの右下に、H31.1～R1.9までの医療費を記載していますので、医療費控除にご活用ください。なお、R1.10～R1.12については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付してください。

診療を受けた方	診療年月	診療区分	日数	医療機関名等	医療費の総額(円)	自己負担額の額(円)	国等からの支払い額(円)	加入者の支払い額(円)	整理番号
健康　太郎　様	31 1	外来	1	けんぽ総合病院	3,560	2,492		1,068	3104 10000000002
				合計	3,560	2,492		1,068	1 / 2

※この医療費は、協会けんぽにおいて平成30年12月から令和元年11月までの間に受け付けた診療報酬明細書等（レセプト・柔道整復施術療養費）（主に平成30年10月から令和元年9月までに医療機関に受診された分）を記載しており、令和元年12月7日時点のデータをもとに作成しております。
※昭和19年4月1日以前の誕生日の方（現役並み所得の方、75歳到達者を除く）については、自己負担額の軽減特例措置による国等からの支払い額を、協会けんぽからの支払い額に含めて表示しています。

H31.1～R1.9月の加入者の医療費の支払い額	1,068円

※医療費控除にご活用ください。なお、R1.10～R1.12については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付してください。

お知らせに記載する期間

平成30年10月診療分～令和元年９月診療分

お届け時期

令和２年１月中旬～２月上旬

お届け先

お勤めの事業所様あてにお届けしますので、被保険者様に配布をお願いします。

事業所へのお願い

- 個人宛の封筒は、**開封せず**被保険者様にお渡しください。
- 期間中に医療機関等を受診されていない方は作成されません。
- すでに退職された被保険者様がおられる場合は、お手数ですが、同封の返信用封筒にて協会けんぽへご返送ください。

確定申告の手続き（医療費控除）に「医療費のお知らせ」を利用できます。

ただし、令和元年10月診療分～12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を、申告書に追加して添付するよう、被保険者様へお知らせください。

確定申告（医療費控除）に関するお問い合わせ先は税務署です。

- Q. 年間に医療費をいくら以上払えば、申告できますか？
- Q. 医療費控除を受けるために、どのような手続きが必要ですか？
- Q. どのような費用が医療費控除の対象となりますか？

詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

事業者健診（定期健康診断）結果をご提供ください

生活習慣病予防健診を受診していない事業所のうち、
事業者健診（定期健康診断）の結果を提供いただいていない事業所
が対象です

生活習慣病予防健診は受けていませんが、**労働安全衛生法**に定められているため、**不明の41.1%の方も定期健康診断を受診**しているはず！

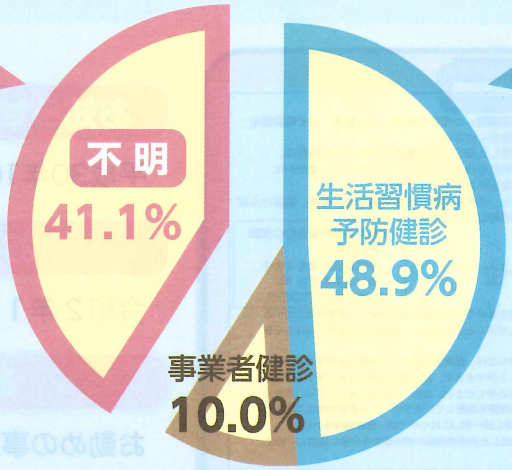

協会けんぽが契約している健診機関で「生活習慣病予防健診」を受診しているので、健診結果は健診機関から協会けんぽへ提供されます。健診結果に基づき生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導をご案内します。

未提供分（40歳以上の方）の健診データが必要です！
提供するとこんなメリットが！

メリット1
メタボに特化した健康づくりのサポートを行います！
無料で健康サポート（保健師による電話や面談等） → 健康づくり 生活習慣の改善！

メリット2
インセンティブ制度の指標の一つとして反映されます！
健診受診率の向上 → 健康保険料率の引き下げ！

事業主が、事業者健診（定期健康診断）の結果を保険者（協会けんぽ）に提供することは、法律で認められています（※1）。
（お問合せ先）保健グループ：087-811-0574

※1 「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に、保険者が提供を求めた場合、事業主は健診結果（特定健診項目）を提供しなければならないと定められております。また、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の第23条第三者提供の制限からは除外されます。

急病時以外の時間外受診は控えましょう

夜間や休日に診察してくれる医療機関はとても心強い存在ですが、時間外に受診すると、初診料や再診料に加算がつくことをご存知ですか？
夜間や休日は限られた検査や治療しか受けられない場合が多く、あらためて受診する必要があります。急病の場合はやむを得ませんが、軽症の場合は、安易に時間外受診することはやめましょう。

全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

年末年始営業日のご案内

年末年始の業務につきまして、年末については令和元年12月27日(金)17:15まで、年始は令和2年1月6日(月)8:30からとなります。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。

087-811-0572 業務グループ （任意継続、傷病手当金等の給付金）
087-811-0573 レセプトグループ （交通事故等、医療費のお知らせ）
087-811-0574 保健グループ （健診、保健指導等）
087-811-0570 自動音声案内の後「4」をダイヤル 企画総務グループ
（ジェネリック医薬品、メールマガジン）

申請書等提出先
〒760-8564 高松市鍛冶屋町３ 香川三友ビル７階